

主な二国間協議及び現地調査(平成30年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス)	平成29年1月から協議開始。リステリア・モノサイトゲネスに係る衛生管理について、フランス政府から報告がなされたことから、平成31年1月に一部の製造者において製造されたソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズについて、検査命令を解除した。	
フィリピン産バナナ (フィプロニル)	平成30年11月、検査命令の対象となったことから協議開始。フィリピン政府における残留農薬に係る管理状況の確認ため、平成30年12月に現地調査を実施した。協議継続中。	平成30年12月
英国産牛肉 (BSE)	平成30年7月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において輸出プログラムが遵守されていることを確認し、平成31年1月に輸入を解禁した。	平成30年7月
スペイン産牛肉 (BSE)	スペイン政府と協議を行い、平成30年12月に現地調査を実施し、BSE対策等に関する情報収集を行った。	平成30年12月
米国産牛肉 (BSE)	平成31年2月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃したり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成31年2月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成31年2月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成31年2月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成31年3月に現地調査を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃するにあたり、対日輸出認定施設において分別管理が徹底されていることを確認した。	平成31年3月